



# 佐賀県公報

平成17年  
9月12日  
(月曜日)  
第12655号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○青少年に有害な図書等の指定 (四七六・こども課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (四七七・長寿社会課) 二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (四七八・" ) 二

◎佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により  
開示請求できる個人情報の一部改正 (四七九・総務法制課) 二

## 公 告

○光触媒評価装置の購入に係る一般競争入札 (窯業技術センター) 三

○高温X線回折装置の購入に係る一般競争入札 ( ) 四

○比表面積・細孔分布測定装置の購入に係る一般競争入札 ( ) 六

○換地処分 (農地整備課) 八

○" " " ( ) 八

○" " " ( ) 八

○唐津市営休場地区土地改良事業施行決定 ( ) 八

○七山村宮宮ノ前地区土地改良事業施行同意 ( ) 九

## ○ 告 示

◎佐賀県告示第四百七十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-137	ガチンコ No.26 10月号	若生出版(株)	12811-10	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17-138	漫画 ダイナマイト 10月号	辰巳出版(株)	05979-10	
"	17-139	本当にあった人妻の浮気話 10月号	ミリオン出版	18123-10	
"	17-140	スーパー写真塾 10月号	(株)コアマガジン	15431-10	
"	17-141	新妻が好きッ! VOL.10 GOKUH 10月号増刊	(株)パウハウス	03798-10	
"	17-142	本当に若妻が好き! Vol.3	平和出版(株)	13796-10 ㊦-10/18	
"	17-143	@BUNTA あっと・ぶんた! 10月号	(株)コアマガジン	11537-10	
"	17-144	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE ORIGINAL No.94 10月号	KKベストセラーズ	04039-10	
"	17-145	ザ・ベストMAGAZINE No.257 10月号	KKベストセラーズ	14003-10	

◎佐賀県告示第四百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定  
居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十七年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーライフ

所在地 唐津市佐志千四百四十六番地十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 (南)バリアフリーライフデイサービスひだまりとうげ庵

所在地 唐津市山田四千二十五番地一

サービスの種類 指定通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十七年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ヴァンヴェール

所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスこもれび

所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一

サービスの種類 指定通所介護

◎佐賀県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定  
居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十七年九月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社クオーレ

所在地 三養基郡基山町小倉四百七十五番地三

三 事業所の名称及び所在地

名称 あいヶアプランサービス

所在地 鳥栖市村田町七百十九番地八

◎佐賀県告示第四百七十九号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求で  
きる個人情報（平成十四年佐賀県告示第百六十六号）の一部を次のように改正  
する。

平成十七年九月十二日

佐賀県知事 古川 康

表の歯科技工士試験の項中「ただし、平成一三年度実施分については、平  
成一四年四月一日から一か月間」を削り、同表中

佐賀県立総合看護 学院入学者選抜試 験	科目別得点及び 総合得点	合格発表の日から一か 月間（ただし、平成一 三年度実施分について は、平成一四年四月一 日から一か月間）	佐賀県立総合 看護学院
佐賀県調理師試験	科目別得点及び 総合得点	合格発表の日から一か 月間	健康福祉本部 健康増進課

を

診療放射線技師採 用試験	総合得点及び順 位	合格発表の日から一か 月間	"
理学療法士採用試 験	"	"	"

佐賀県立総合看護学院入学者選抜試験	科目別得点、総合得点及び順位	〃	佐賀県立総合看護学院
佐賀県調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	健康福祉本部健康課

おる。

## ○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月12日

収支等命令者

佐賀県築業技術センター所長 池田 一志

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 光触媒評価装置 1式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 契約締結後4か月以内
- (4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037-7

佐賀県築業技術センター

- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。

(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターケアサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

### 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。

なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037-7

佐賀県築業技術センター

電話 0955-43-2185

(2) 入札説明書の交付方法 平成17年9月12日から平成17年9月26日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。

(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は書留郵便とする。

(4) 入札書の提出期限 平成17年9月27日 10時

(5) 開札の日時及び場所 平成17年9月27日 10時

佐賀県築業技術センター2階 中会議室

### 5 その他

(1) 入札保証金

<p>入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金</p> <p>契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額100分の10以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p>	<p>(3) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したものの</p> <p>(4) 契約書作成の要件 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>収支等命令者 佐賀県産業技術センター所長 池田一志</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 高温X線回折装置 1式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p>
---	---

<p>(3) 納入期限 契約締結後4か月以内</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037-7 佐賀県産業技術センター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。</p> <p>(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途当センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならぬ。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037-7</p>	<p>佐賀県産業技術センター 電話 0955-43-2185</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成17年9月12日から平成17年9月26日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成17年9月27日 11時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成17年9月27日 11時 佐賀県産業技術センター2階 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは真書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金 契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と</p>
---	---

<p>認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額100分の10以上）を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(3) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したものの</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入</p>	<p>札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>収支等命令書 佐賀県築業技術センター所長 池田一志</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 比表面積・細孔分布測定装置 1式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 納入期限 契約締結後3か月以内</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037-7 佐賀県築業技術センター</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 当該物品を期限内に納入できる者であること。</p> <p>(3) 当該物品の購入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p>
--	--

<p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、当該物品の性能、機能等に関する応札仕様書を別途センターが定める期限までに当該物品の担当者に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の対象者とする。</p> <p>なお、提出した仕様書等について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号844-0024 佐賀県西松浦郡有田町中部丙3037-7 佐賀県産業技術センター 電話 0955-43-2185</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 平成17年9月12日から平成17年9月26日までの期間、上記(1)の場所で随時交付する。</p> <p>(3) 入札書の提出方法 上記(1)の場所に持参し、又は郵送すること。 なお、郵送の場合は書留郵便とする。</p> <p>(4) 入札書の提出期限 平成17年9月27日 13時</p> <p>(5) 開札の日時及び場所 平成17年9月27日 13時 佐賀県産業技術センター2階 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは</p>	<p>は確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額100分の5以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(2) 契約保証金 契約締結の際に、契約に係る金額の100分の10以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債、地方債、日本政府の保証する債権、確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額100分の10以上)を締結し、その保険証券を提出する者</p> <p>イ 過去2年間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(公団を含む。)との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明書等を提出する者</p> <p>(3) 入札無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 本入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p>
--	---

<p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 入札保証金を納付しない者及び当該保証金の納付額が不足する者</p> <p>キ 前各号に掲げるもののほか、本入札の条件に違反したもの</p> <p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同梱の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(6) 詳細は入札説明書による。</p> <p>_____</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区ニタ又換地区の換地計画に基づき、平成17年8月16日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>_____</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区川頭換地区の換地計画に基づき、平成17年8月16日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p>	<p>_____</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区東原換地区の換地計画に基づき、平成17年8月16日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>_____</p> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 殿木地区柳換地区の換地計画に基づき、平成17年8月16日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>_____</p> <p>唐津市長 坂井 俊之から協議のあった唐津市営土地改良事業(さが農業農村振興整備 区画整理) 休場地区の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成17年10月28日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。</p> <p>平成17年9月12日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類</p>
---	--



唐津市営土地改良事業(さが農業農村振興整備 区画整理) 休場地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年9月13日から平成17年10月13日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年9月2日七山村営土地改良事業(さが農業農村振興整備 区画整理) 宮ノ前地区の施行に同意した。

平成17年9月12日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年九月十二日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷